主要地方道	人吉水上線	人吉市願成寺町字上ノ寺	1025番 1地先かり
		同 所 同 字	1049番 1地先ま
<i>II</i>	熊本益城	熊本市神水2丁目	10番 1地先か
	大津線	上益城郡益城町大字小谷	1604番 8地先ま
"	熊本菊鹿線	菊池郡七城町大字林原	976番 6地先か
		同 所 大字高島	566番 地先ま
"	八代鏡線	八代市横手新町 16 号	1番 地先か
		八代市永碇町字永碇	970番1地先まで
"	熊本大津線	菊池郡合志町大字幾久富	1600番 7地先か
		同 所 同 字	1568番 3地先ま
"	熊本嘉島線	上益城郡嘉島町大字上仲間	775番 地先か
		同 所 大字上島	2393番 2地先ま
"	熊本港線	熊本市沖新町	4243番 地先か
		熊本市近見2丁目	12番11地先まで
"	植木イン	山鹿市大字豊田字宗像	826番 2地先か
	ター菊池線	菊池郡七城町大字林原	976番 6地先ま)
"	"	菊池郡泗水町大字高島	471番 1地先か
		菊池市大字大琳寺	35番 7地先ま
一般県道	熊本空港線	熊本市長嶺東6丁目	11番 8地先か
		- 菊池郡菊陽町大字道明	600番 5地先ま
"	瀬田熊本線	熊本市石原町	304番 地先か
		熊本市鹿帰瀬町	711番 1地先ま)
"	堂園小森線	上益城郡益城町大字小谷	1604番 8地先か
		阿蘇郡西原村大字小森	3168番 1地先ま
"	六嘉秋津新	上益城郡嘉島町大字上六嘉字川久保	33番 2地先か
	町線	同 所 字北甘木字渉ノ瀬	2259番 地先ま
"	小池竜田線	熊本市長嶺東6丁目	11番 8地先か
		熊本市御領6丁目	1番60地先ま、
"	稲佐津留	玉名市大字津留字川端	607番 3地先か
	玉名線	玉名市大字大倉字堀田	1795番 1地先ま
"	松橋イン	下益城郡松橋町大字古保山	2547番15地先か
	ター線	同 所 大字萩尾	495番 7地先ま、
"	住吉熊本線	菊池郡合志町大字幾久富	1600番 7地先か
		 熊本市龍田町弓削	734番 4地先ま、
"	原植木線	菊池郡旭志村大字伊坂	729番 2地先か
		 同 所 大字新明	2537番 1地先ま
"	八代港線	八代市東片町字岡神	273番 1地先か
		八代市横手新町 16 号	1番 地先ま
"	八代港線	八代市永碇町字永碇	970番 1地先か
		八代市郡築6番町	137番 3地先ま
"	大津	菊池郡合志町大字福原	1519番 7地先か
	西合志線	菊池郡西合志町大字御代志	1602番 6地先ま

2 指定する期日 平成 16年3月22日

通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。
(1)後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離をとらせ、交通の危険を防止するため、横寸法 0.23 メートル以上、縦寸法 0.12 メートル以上(又は横寸法 0.12 メートル以上、縦 0.23 メートル以上)の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で 「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。